

# 一般健康診断の項目一覧表

健 診 項 目		雇入れ時	定期健康診断	特定業務従事者
診 察 等	①問診（既往歴及び業務歴の調査）	○	○	○
	（喫煙歴及び服薬歴）	注1	注1	注1
	②自覚症状及び他覚症状の有無の検査	○	○	○
	③身体測定（身長）	○	●1	●1
	③身体測定（体重）	○	○	○
	③身体測定（腹囲）	○	●2注2	●2注2
	③聴力（1,000Hz及び4,000Hz）	○	注3	注6
④胸部エックス線検査	○	●3	注7	
④喀痰検査	なし	●4	●6、注7	
⑤血圧	○	○	○	
⑥貧血検査	血色素量	○	●2	●2、●5
	赤血球数	○	●2	●2、●5
⑦肝機能検査	G O T	○	●2	●2、●5
	G P T	○	●2	●2、●5
	γ-G T P	○	●2	●2、●5
⑧血中脂質検査	血清トリグリセライド	○	●2	●2、●5
	H D Lコレステロール	○	●2	●2、●5
	L D Lコレステロール	○	●2	●2、●5
⑨血糖検査	原則は空腹時血糖ですが、 やむを得ず <b>随時血糖も可</b>	○	●2	●2、●5
		(注4)(注5)	(注4)(注5)	(注4)(注5)
⑩尿検査	蛋白	○	○	○
	糖	○	○	○
⑪心電図検査	○	●2	●2、●5	

平成30年4月1日から⑧～⑩の取扱いが変わりました。(平成29年8月4日付け基発0804第4号通達)  
 また、一部において、血液検査等の省略の判断を医師でない者が一律に行う等、適切に省略の判断が行われていなかったことから、一律な省略ではなく、経時的な変化や自覚症状を勘案する等により、個々の労働者ごとに医師が省略可能であると認める場合においてのみ可能であること。  
 健康診断の実施を委託する場合には、委託先の健康診断機関が精度管理を含め健康診断を適切に実施しているかの報告を求める等、適切な管理を実施すること。

## 表中の記号等の意味

- ：必須項目
  - 1：20歳以上の者で、医師が必要でないと認めるときは省略可能。
  - 2：40歳未満の者（35歳の者を除く。）で、医師が必要でないと認めるときは省略可能。
  - 3：40歳未満の者（20歳、25歳、30歳及び35歳の者を除く。）で、次のいずれにも該当しないものは、医師が必要でないと認めるときは省略可能。
    - ①感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている方
    - ②じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている方
  - 4：以下のいずれかに該当する者について医師が必要でないと認めるときは、省略可能。
    - ①胸部エックス線検査によって、病変の発見されない者
    - ②胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
    - ③●3により胸部エックス線検査を省略された者
  - 5：一回目の定期健康診断において、当該項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、当該項目の全部又は一部を省略可能。
  - 6：以下のいずれかに該当する者について医師が必要でないと認めるときは、省略可能。
    - ①胸部エックス線検査によって、病変の発見されない者
    - ②胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
- 注1：「特定健康診断等の実施に関する協力依頼について」（平成30年2月5日基発0205第1号、保発0205第1号）で、喫煙歴及び服薬歴について、問診等で聴取することを協力依頼
- 注2：●2に加えて、①妊娠中の女性その他のものであって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、②BMI（BMI＝体重（kg）／身長（m）<sup>2</sup>が20未満である者、③自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満である者に限る。）は、医師が必要でないと認めるときは省略可能。
- 注3：45歳未満の者（35歳及び40歳の者を除く。）については、同項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力の検査（1,000ヘルツ又は4,000ヘルツの音に係る聴力の検査を除く。）をもって代えることができる。なお、医師が適当と認める聴力の検査には音叉による検査等があること。



注4：原則として空腹時血糖で行われるべきですが、やむを得ず食事摂取後に行われる場合には、食事から検査までの経過時間を記入する等、適正に検査結果が評価できるような配慮が望まれます。また、検査値を特定健康診査に活用する場合には、食直後（食事開始から3.5時間未満）の採血は避ける必要があります。

注5：ヘモグロビンA1cは、過去1～3か月程度の平均血糖値を反映したものであるため、就業上の措置において活用できる場合があることから、医師が必要と認めた場合には、血糖検査に加え、同一検体を利用して検査することが望ましい。（平成29年8月4日基発0804第4号）

注6：前回の健康診断において当該項目について健康診断を受けた者又は45歳未満の者（35歳及び40歳の者を除く。）については、同項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力の検査（1,000ヘルツ又は4,000ヘルツの音に係る聴力の検査を除く。）をもって代えることができる。

注7：1年以内に1回、定期に行えばよい。

### 海外派遣労働者の健康診断

前頁表中の「定期健康診断の項目」に加え次の項目について医師が必要であると認める項目について実施する必要があります。

派遣前	① 腹部画像検査
	② 血液中の尿酸の量の検査
	③ B型肝炎ウイルス抗体検査
	④ ABO式及びRh式血液検査
帰国後	① 腹部画像検査
	② 血液中の尿酸の量の検査
	③ B型肝炎ウイルス抗体検査
	④ 糞便塗抹検査

派遣前の健康診断は、定期健康診断等を6月以内に受診している者に対しては、その者が受けた当該健康診断の項目に相当する項目を省略して行うことができます。

### 参考（特定業務従事者）

（労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務）

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鉋打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

### 給食従事者の検便

事業に付属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者に対し、雇入れの際又は当該業務の配置替えの際に検便による健康診断を実施します。

### 歯科医師による健康診断

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りん等のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務従事者に対し、雇入れの際又は当該業務の配置替えの際及び当該業務についた後6月以内ごとに1回歯科医師による健康診断を実施します。

## 定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組の推進について

有所見者に対する保健指導、健康教育等の取組を促進することで、過労死や職業性疾病を予防しましょう

#### 事業者の具体的な取組事項

1. 定期健康診断実施後の措置（78ページ参照）  
健康診断に異常の所見がある方について、医師の意見を勘案し、作業の転換、労働時間の短縮等の就業上の措置を確実に実施しましょう。
2. 定期健康診断の結果働く方への通知  
定期健康診断結果を働く方へ確実に通知しましょう。
3. 定期健康診断の結果に基づく保健指導  
健康診断の項目に、異常の所見がある方など健康の保持に努める必要がある方について、医師や保健師による栄養改善、運動等の保健指導を行い、働く方自身も保健指導を利用して、その健康の保持に努めましょう。
4. 健康教育・健康相談等  
健康診断の項目に、異常の所見がある方をはじめ、働く方に対し、栄養改善、運動等に取り組むよう健康教育、健康相談を行い、働く方自身も健康教育・健康相談等を利用して、健康の保持に努めましょう。

